



島根県報

平成25年3月29日（金）

号外第39号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公安規則】

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	2
島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	（ " ）	2
島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	（ " ）	2

公 安 委 員 会 規 則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

島根県公安委員会委員長 中 島 巖

島根県公安委員会規則第4号

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則（昭和36年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

本則第2項の表を次のように改める。

本部署別	警 察 官						警察官 以外の 職 員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査	計		
警察本部	48	76	138	86	140	488	215	703
警 察 署	22	68	235	317	365	1,007	108	1,115
計	70	144	373	403	505	1,495	323	1,818

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

島根県公安委員会委員長 中 島 巖

島根県公安委員会規則第5号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表犯罪による収益の移転防止に関する法律の部第9条第1項の項中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同部第9条第3項の項中「第9条第3項」を「第8条第3項」に改め、同部第13条の項中「第13条」を「第14条」に改め、同部第14条第1項の項中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改め、同部第15条の項中「第15条」を「第16条」に改め、同部第16条の項中「第16条」を「第17条」に改める。

別表犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の部中「第18条第2項」を「第26条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

島根県公安委員会委員長 中 島 巖

島根県公安委員会規則第6号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2 高速自動車国道（中国横断自動車道・尾道松江線）の項中「雲南市吉田町吉田4314番8先」を「雲南市吉田町吉田地内広島県境」に改める。

附 則

この規則は、平成25年 3 月30日から施行する。